

令和 6 年度 町内会長・自治会長の手引き

(発行) 加古川市町内会連合会
加古川市 市民活動推進課

1 町内会・自治会とは

町内会・自治会(以下、「町内会」という)は、一定の区域に住所を有する住民の意思に基づいて形成された任意団体です。

現在、加古川市内には、311 の町内会があり、安全で安心して暮らすことのできる地域づくりのため、住民同士で話し合い、自主的にその地域に応じた活動に取り組んでいます。

※加古川市町内会連合会を構成する町内会長・自治会長が率いる町内会・自治会の数です(令和6年4月1日現在)。

2 町内会の活動

○地域の連携・親睦

お祭り、運動会、サークル活動、世代間交流活動

○福祉活動

地域敬老事業、高齢者の見守り活動、交流サロンの実施

○安全安心のまちづくり

地域の見守り活動、防犯パトロール、防犯灯の設置や維持管理、一戸一灯防犯運動、防災訓練、災害時の相互協力

○地域環境活動

地域の緑化推進、町内清掃、ごみ減量の推進

○広報連絡

町内回覧、掲示板設置、町内放送

○行政との連携

広報紙の配付、回覧、各種委員の推薦、行政への要望

3 町内会による組織

町内会による組織としては、町内会の代表である会長によって組織された加古川市町内会連合会や、各町や小学校区を単位として組織された地区町内会連合会があります。

加古川市町内会連合会、地区町内会連合会、町内会はそれぞれ連携して、組織規模に応じた活動を行っています。

4 認可地縁団体制度について

町内会は、「権利能力なき社団」に該当するものと位置づけられ、その保有資産について、町内会の名義では不動産登記をすることができませんでした。そのため、町内会が所有する集会所などの不動産は、町内会役員などの個人名義で登記する必要があり、登記名義人が亡くなった場合等に財産上のトラブルになることがありました。

そこで、平成3年の地方自治法改正により、地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度（認可地縁団体制度）が導入されました。

また、令和3年5月に地方自治法の一部改正により、地域的な共同活動を円滑に行うために認可の目的について見直され、不動産等の保有の有無にかかわらず法人化できるようになりました。

なお、法人格を取得した場合でも、運営方法や活動内容について、市の監督を受けるようになるものではありません。

○地縁による団体とは

一定区域に住所を有する者の地縁(つながり)に基づいて形成された団体(町内会等)で、年齢・性別等を問わず区域に住所を有することのみを会員資格としている団体です。

(認可対象とならない団体…住所要件以外に要件が必要なもの【例:老人会(年齢)、婦人会(性別)】)

○認可の要件

- (1) **目的**が地域的な共同活動を行うことで、現に活動していること
- (2) **区域**が住民にとって客観的で明確であること
- (3) 区域内のすべての個人が**構成員**になることができ、相当数が現に構成員であること
- (4) 地方自治法の規定を満たした**規約**に、以下の項目を定めていること

①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格、⑥代表者、
⑦会議 ⑧資産 に関すること

※ 具体的な手続きについては、事前にご相談ください。

【問い合わせ先】

市民活動推進課 地域コミュニティ係
TEL:079-427-9195

5 個人情報の取り扱い

平成17年4月の個人情報保護法の施行当初は、5千件を超える個人情報を取り扱う事業者が法の適用対象でしたが、平成29年5月の法改正により、5千件以下の個人情報を取り扱う地域団体等も法の適用対象となりました。

個人情報保護法の取り扱いに関する基本的なルールを紹介します。

【個人情報を集める、保管するときのルール】

ルール	会員名簿を作成し、会員に配布する場合
① 個人情報を集める前	
「利用目的の特定」 個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。
② 本人から個人情報を集めるとき	
「利用目的の通知・公表」 本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
③ 個人情報を保管しているとき	
「安全管理措置」 集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。	町内会において盗難・紛失等のないように適切に管理する必要があります。 また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失に気をつけ、絶対に転売しないよう注意を呼びかけることも重要です。
「保有する個人情報の訂正等」 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続きの方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。	②で配布する書面に、訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら適切に対応する必要があります。

【個人情報を第三者に提供するときのルール】

ルール	会員名簿を作成し、会員に配布する場合
<p>《本人の同意の取得》</p> <p>本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。</p> <p>ただし、例えば以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。</p> <p>(1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、財産を守る場合 (3) 委託先に提供する場合</p>	<p>「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。</p> <p>また、以下の場合は、同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。</p> <p>(1) 警察からの照会 (2) 災害発生時の安否確認 (3) 会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合</p>
<p>《提供に関する記録義務》</p> <p>提供先などを記録し、一定期間保管する。</p>	<p>名簿には配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。</p>
<p>《委託先の監督》</p> <p>個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。</p>	<p>名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。</p> <p>委託先への確認方法の例としては、情報の持ち出しや委託された業務以外での利用禁止、情報の返却・破棄等の事項を記載した書面を渡すなどがあります。</p>

【問い合わせ先】

個人情報保護法相談ダイヤル
 TEL:03-6457-9849

6 集会所の管理(消防法等関係)

集会所の管理について、消防法等により届け出が必要となるものがあります。
必要となる届け出は、集会所の規模や用途により異なります。

○必要となる場合がある届け出(参考)

- (1) 防火管理者選任(解任)の届け出
- (2) 消防計画作成(変更)の届け出
- (3) 消防訓練実施計画(結果報告)の届け出
- (4) 消防設備点検結果報告 など

【問い合わせ先】

消防本部 予防課 予防係
TEL:079-427-6532

7 自主防災組織の運営

災害時には、自らの命を自らで守る自助、公的機関の支援である公助に加え、近隣住民で助け合う共助も非常に重要です。

日頃から、もしものときに備え、地域防災力の向上のため、地域住民が連携し、防災訓練や防災資機材の整備などを行うのが自主防災組織です。

自主防災組織の活動は具体的に以下のようなものがあり、地域の被災を最小限に抑えられるよう、行政からも組織の運営をお願いしています。

また、各町内会にお渡ししている戸別受信機の設置及び管理についても、ご協力いただいています。

○平常時

防災知識の普及／防災訓練の実施／防災資機材の整備 など

○災害時

負傷者の救出・救護／初期消火活動／地域住民の安否確認・避難誘導 など

【問い合わせ先】

防災対策課 地域防災係
TEL:079-427-9717

8 市からの委託・依頼業務等

【委託業務】

名 称	内 容	担当課
行政事務委託	広報紙等の町内会員・自治会員への配付・回覧に関する事、各種委員の推薦や、地域の福祉増進をはかるための調査等に関する事、地域の絆づくりの核となる人材育成を目的とした単位町内会長研修会に関する事等について、市から加古川市町内会連合会に委託し、加古川市町内会連合会から町内会に協力金を配付しています。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195
公園維持管理委託	地域の都市公園を地元が守り育てるため、管理（公園清掃除草作業、簡易な剪定、利用者のマナー指導）を委託しています。	公園緑地課 管理係 TEL：079-427-9271  加古川市ホームページ

★町内会・自治会経由で配布・回覧している文書は、毎月市ホームページに電子ファイルでも掲載しています。

(ホーム>くらし>町内会・自治会(地域コミュニティ)
>町内会員・自治会員への回覧・配付文書一覧)



加古川市では、行政事務委託契約に基づき、加古川市町内会連合会へ各種行政委員の推薦等を依頼しています。

主な委員については、以下のようなものがあります。

【各種委員の推薦】

名 称	内 容	担当課
国勢調査 調査員	国勢調査の実施にあたり、町内会長に調査員の推薦を依頼しています。 (調査は5年ごと。令和7年度実施)	総務課 文書統計係 TEL：079-427-9137  加古川市ホームページ
人権擁護委員	人権擁護委員は市長の推薦に基づき法務大臣より委嘱されますが、その前の段階として町内会長に推薦を依頼しています。 (委嘱期間:3年)	人権文化センター 総務係 TEL：079-451-5030
加古川市人権啓発推進員	町内会ごとに、加古川市人権啓発推進員の推薦を町内会長に依頼しています。 (任期:2年 毎年任期の確認をします)	人権文化センター 相談・啓発係 TEL：079-427-9356  加古川市ホームページ
民生委員・児童委員、主任児童委員	地域において様々な福祉活動を実践する民生委員・児童委員、主任児童委員について、地域住民の中からご推薦いただくための協力を依頼しています。 (任期:3年 次回改選は令和7年度)	高齢者・地域福祉課 福祉政策係(加古川市民生児童委員連合会事務局) TEL：079-427-9205  加古川市ホームページ
選挙啓発推進員	町内会ごとに選挙啓発推進員の推薦を依頼しています。(任期:1年) 【活動内容】 ○身近な人々への投票の呼びかけ ○町内放送による投票の呼びかけ など	選挙管理委員会事務局 選挙係 TEL：079-427-9359
選挙に係る投票立会人の推薦	各投票所における投票事務が適正に行われるよう確認する投票立会人の推薦を依頼しています。(投票所ごとに2名)	選挙管理委員会事務局 庶務係 TEL：079-427-9358

名 称	内 容	担当課
社会教育推進員	町内会ごとに社会教育推進員の推薦を依頼しています。原則として町内会に1名ですが、世帯数によって複数人の推薦をお願いしています。なお、福祉教育推進員については、加古川市社会福祉協議会から推薦を依頼しています。 (任期:2年 次回改選は令和7年度)	社会教育課 地域教育係 TEL:079-427-9704
加古川市少年補導委員	地域を巡視し、青少年の非行防止と健全育成のために適切な活動をする市少年補導委員の推薦を依頼しています。 (任期:2年 次回改選は令和8年度)	教育支援課 少年愛護係 TEL:079-423-3848

【同意・立会い・承諾】

名 称	内 容	担当課
市有地払下げ等に係る同意	市有地を個人や法人に払下げや交換する際の同意について依頼しています。	管財課 TEL:079-427-9151
集団回収活動実施時のごみステーション利用の承諾	集団回収活動実施団体が、ごみステーションを利用して回収を実施することについて、承諾を依頼しています。	環境政策課 循環型社会推進係 TEL:079-426-5440
官民有地境界協定時の確認・同意	民有地と道路等の境界申請線について、地域を代表して立会確認し、道路利用上の問題がなければ同意の押印をお願いしています。	土木総務課 調査係 TEL:079-427-3064
工事等に係る同意・立会い	工事・測量等の同意・立会いについて依頼しています。	道路建設課 TEL:079-427-9244 治水対策課 TEL:079-427-9248 市街地整備課 TEL:079-427-9209 など各事業担当課
選挙に係る公営ポスター掲示場設置の承諾	集会所等に公営ポスター掲示場を設置する承諾を関係町内会長に依頼しています。	選挙管理委員会事務局 庶務係 TEL:079-427-9358

【要望等のとりまとめ】

主な町内会・自治会からの申請書や要望書等の様式データは加古川市ホームページにまとめていますのでご確認ください。



(ホーム>くらし>町内会・自治会(地域コミュニティ) >町内会・自治会からの申請書・要望書など)

名 称	内 容	担当課
防犯灯設置の要望	防犯灯の設置に関し、地域を代表して要望することを依頼しています。併せて設置地先周辺の方の同意のとりまとめをお願いしています。	土木総務課 施設管理係 TEL：079-427-9242
横断歩道の設置及び交通規制に関する要望	加古川警察署へ提出する横断歩道の設置、交通規制等に関して、地域を代表して要望することを依頼しています。併せて周辺の方の同意のとりまとめをお願いしています。	土木総務課 施設管理係 TEL：079-427-9242
公園緑地業務に係る要望	公園緑地課が管理する都市公園や緑地の草刈、剪定等の要望について、地域を代表して要望することを依頼しています。	公園緑地課 維持補修係 TEL：079-427-9273
道路保全業務に係る要望	道路沿いの側溝清掃、草刈り等の簡易的な作業についての協力と道路、橋梁、付属施設等の補修に関する要望の取りまとめを依頼しています。 ※側溝清掃・草刈りについて、地元町内会等で維持管理が困難である場合は、ご相談ください。	道路保全課 TEL：079-427-9241
道路反射鏡(カーブミラー)・電柱幕設置の要望	道路反射鏡(カーブミラー)等の設置に関し、地域を代表して要望することを依頼しています。併せて設置地先周辺の方の同意のとりまとめをお願いしています。	道路保全課 TEL：079-427-9197
市道の新設及び拡幅に係る要望	狭あい道路の拡幅や交差点の隅切り拡幅など、用地買収等を伴う市道拡幅に関する要望の取りまとめを依頼しています。	道路建設課 道路係 TEL：079-427-9244
治水対策業務に係る要望	水路等の改修工事、浚渫等の要望について、地域を代表して要望することを依頼しています。	治水対策課 TEL：079-427-9248
新設消火栓及び防火水槽整備事業	消火栓及び防火水槽の脆弱地及び消防活動上必要な箇所において計画的に整備をしており、設置に関して町内会の理解と協力をお願いしています。	消防本部 警防課 調査計画係 TEL：079-427-6538

【その他市の業務に関すること】

名 称	内 容	担当課
防災士育成事業補助金に係る推薦	地域防災力の向上を図るため、「防災士」の資格取得に要した経費について補助を行っています。 自主防災組織や社会福祉施設等において防災活動を推進することを要件としているため、地域において申請者がある場合は、町内会長に推薦をお願いしています。	防災対策課 地域防災係 TEL：079-427-9717
避難行動要支援者支援制度の推進	避難行動要支援者名簿情報の提供について、同意された方の一覧と個別避難支援計画を町内会長にお渡しし、町内会等支援関係者と本人との間で災害時の避難方法などについて、ご検討をお願いするとともに、新たに個別避難計画を作成する方の避難経路の検討や避難支援者の選定にあたり、助言やご協力をお願いしています。	防災対策課 地域防災係 TEL：079-427-9717 高齢者・地域福祉課 福祉政策係 TEL：079-427-9205
日赤活動資金募集における協力	赤十字会員増強運動月間(5月)において、赤十字の活動資金にご協力をお願いしています。	高齢者・地域福祉課 福祉政策係 TEL：079-427-9205
認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク	家族の同意のもと、近隣の町内会長に認知症の方の事前登録情報を提供し、身近な地域での日頃からの見守りや、所在不明になった場合に可能な範囲での搜索を依頼しています。	高齢者・地域福祉課 健やか長寿係 TEL：079-427-9174  加古川市ホームページ
加古川ツデーマーチにおける協力	コース沿いの町内会に対して湯茶サービスの提供、施設の借用等を依頼しています。	スポーツ・文化課 スポーツ推進係 TEL：079-427-9180
住宅用火災警報器取付支援事業	消防職員が住宅用火災警報器の取付けをお手伝いします。取付けに関して町内会員への周知をお願いしています。 ※住宅用火災警報器はご自身で準備いただくか、加古川市保安防火協会による販売をご利用下さい。 【対象】65歳以上の方または身体障害者手帳の交付を受けている方がお住まいの世帯	消防本部 予防課 予防係 TEL：079-427-6532  加古川市ホームページ

※全市的に共通する事項を挙げていますので、上記の他にも、その地域を限定した委託事業や依頼事項などがあります。内容等の詳細は、担当課へお問合せください。

9 保健衛生協議会に関すること

○加古川市保健衛生協議会とは

加古川市内地域住民自らの手による公衆衛生事業を通じ、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図り、もって公害のない住みよい加古川市の建設に資することを目的に、町内会を会員として組織されています。

【依頼業務】

名 称	内 容	担当課
保健衛生推進委員	各町内会の環境衛生活動を行う保健衛生推進委員を、200 世帯あたり 1 人、町内会から推薦いただきます。 【活動の一例】(町内会毎に活動は異なります) ごみ減量等に関する研修、ごみの分別や町内清掃の指導等 (任期: 2 年。次回改選は令和 8 年度。ただし、毎年任期の確認をします)	加古川市保健衛生協議会 事務局：環境保全課 環境衛生係 TEL：079-427-9199
ごみ分別指導業務委託	地域のごみステーションにおける、ごみ分別指導及び環境保持業務について、市が保健衛生協議会に委託しています。	環境第 1 課 業務係 野口町水足 環境美化センター TEL：079-426-1561

10 町内会等への活動支援について

【市等が実施している補助制度等】 ※オンライン申請対応分は、各ホームページに掲載しています。

名 称	内 容	担当課
自主防災組織補助金 交付制度	地域防災力向上のため、自主防災組織における資機材の購入・修繕や防災訓練・講習会などの防災活動に係る経費について補助を行っています。ただし、補助には一定の条件があります。	防災対策課 地域防災係 TEL：079-427-9717
ふれあい交流事業 補助制度	町内会等の地域の団体が人権啓発の推進を図るために実施する、子どもから高齢者まで多くの世代が参加でき、人権について考える機会となるとともに地域交流が促進される事業に補助を行います。 (申請は小学校区単位:上限 10 万円 合同実施可)	人権文化センター 相談・啓発係 TEL：079-427-9356
協働のまちづくり推進 事業補助金制度 【地域協働型】	町内会等が他の地域団体や市民活動団体などと協働で実施する社会一般の利益を目的とするまちづくり活動にかかる経費の一部を補助します。 (上限:30万円) 募集時期については広報などでお知らせします。	市民活動推進課 市民協働係 TEL：079-427-9764  加古川市ホームページ
自治集会所整備事業 補助制度	集会所を新築、増改築、改造など整備する際、または施設買収や用地買収をする際に事業費の30%を補助します。 但し、補助額の上限や補助要件など詳細な規定があります。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195  加古川市ホームページ
掲示板設置補助金制 度	町内会・自治会が、町内会員相互の連絡や行政機関等の広報伝達のための掲示板を新設または改修される場合において、その経費が1万円以上のときは、経費の一部を補助します。 (上限 新設:5万円 改修:2万円)	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195  加古川市ホームページ

名 称	内 容	担当課
町内会・自治会アドバイザー派遣制度	町内会・自治会でのお困りごとなど、その運営や地域課題の解決に向けてアドバイスを行うアドバイザーを派遣します。 ※詳細は担当課までお問い合わせください。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195  加古川市ホームページ
町内会・自治会のための法律相談	町内会運営に関係する課題について、法的な見方・考え方など、専門家(弁護士)に相談できます。 開催月：6月、7月、8月、9月、11月、1月 原則第3木曜日の午後 ※詳細は担当課までお問い合わせください。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195  加古川市ホームページ
町内会・自治会のための会計相談	町内会の運営に関係する会計的な課題・疑問など、町内会会計処理上のお悩みごとを専門家(税理士)に相談できます。 開催月：6月、7月、8月、9月、12月、2月 原則第4木曜日の午後 ※詳細は担当課までお問い合わせください。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195  加古川市ホームページ
地域見守り防犯カメラ設置事業補助制度	町内会等の地域団体が地域の安心安全のまちづくりのため防犯カメラを設置する際、経費の一部を補助します。補助額は、1か所あたり上限12万円(県補助4万円、市補助8万円)。新たにポールを設置する場合は、1か所あたり上限16万円(県補助4万円、市補助12万円)。募集時期や補助要件等については詳細が決まり次第お知らせします。	生活安全課 防犯安全係 TEL：079-427-9760
防犯・交通安全のぼり旗の配付	申請により、防犯や交通安全ののぼり旗や、のぼり旗を立てるためのポールを配付します。配付できるのぼり旗の種類は、申請時の在庫状況によって異なります。なお、在庫に限りがありますので、1回の申請につきのぼり旗は10枚以内、ポールは10本以内でお願いします。	生活安全課 防犯安全係 TEL：079-427-9760

名 称	内 容	担当課
地域のまつり等支援事業	各地域の自主性・独自性を活かし、地域住民の連帯意識の向上とふるさと意識の高揚を図ることを目的とした地域のまつり等に対して補助金を交付します。	産業振興課 観光振興係 TEL：079-424-2190
地域敬老事業補助制度	高齢者の長寿を祝うとともに、地域住民の敬老意識の高揚を図るため、地域団体が実施する敬老事業に補助を行っています。補助額については70歳以上の人数によって規定しています。	高齢者・地域福祉課 高齢者福祉係 TEL：079-421-2045  加古川市ホームページ
いきいき百歳体操 (介護予防地域活動支援事業)	高齢者の健康づくりのために、「いきいき百歳体操」を実施する団体に対し、体操に必要なDVDやバンド、重りを貸出しています(1年継続後譲渡)。また、新規開設時は体操を指導する職員を派遣します。 (参加者には50回でウェルビーイングポイントを2,500ポイント付与します。)	高齢者・地域福祉課 健やか長寿係 TEL：079-421-2044  加古川市ホームページ
資源物集団回収活動 奨励金交付制度	新聞・雑誌・段ボールなどの古紙や衣類について、集団回収を行う団体に、回収量1キログラムあたり7円の奨励金を交付します。	環境政策課 循環型社会推進係 TEL：079-426-5440  加古川市ホームページ
ごみステーション整備 事業補助制度	ごみステーションを統合する場合は事業費の2分の1(上限:20万円)、ごみステーションの新設、囲い等の設置など整備をする場合は事業費の3分の1(上限:10万円)を補助します。	環境第1課 業務係 野口町水足 環境美化センター TEL：079-426-1561
世代間交流学習会 事業補助制度	地域の教育力の向上と地域の絆づくりのため、地域ごとの自主的な事業を推進するための補助を行っています。	社会教育課 地域教育係 TEL：079-427-9704  加古川市ホームページ

【兵庫県等が実施している補助制度】

名 称	内 容	担 当
ひょうご安全の日 推進事業(助成事業)	実践的な防災訓練、防災学習や避難行動要支援者の個別支援計画の策定等に対し助成します。 ※詳細は担当までお問い合わせください。	兵庫県 危機管理部 防災支援課 TEL：078-362-9984
東播磨地域づくり活動 応援事業	地域団体が、地域社会の共同利益の実現に向けて主体的に取り組む活動(地域づくり活動)に対し、経費の一部を補助します。	兵庫県 東播磨県民局 県民躍動室県民課 TEL：079-421-9290
「ひょうご子ども・若者 応援団」一般助成事業	青少年の健全育成を目的に活動されている団体・グループ等がその目的を達成するために実施される自然体験・キャンプ・ハイキング・地域交流・青少年リーダーの養成などの事業(イベント)費に対して助成します。 上期:4月～9月実施事業 募集2月頃 下期:10月～3月実施事業 募集7月頃 ※詳細は担当までお問い合わせください。	公益財団法人 兵庫県青少年本部 「ひょうご子ども・ 若者応援団」担当 TEL：078-891-7410

【加古川市社会福祉協議会が実施している補助制度】

名 称	内 容	担 当
地域づくり応援助成事業	<p>市内で福祉活動を目的としたボランティア活動を行う団体、市民活動団体、NPO法人(社協から他の助成を受けている場合は対象外)</p> <p>《助成額》 1グループ・団体あたり2万円が上限の全団体一律同額</p> <p>《申請条件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間で12日以上のある活動があること ・2万円(税込み)以上の対象経費の支出があること ・活動の拠点及び活動地域が市内であること ・構成員が5人以上であること ・活動目的・内容がメンバー間に限定されず公益性があること(スポーツや文化的活動でサークルや同好会的な活動は対象外) <p>※その他、詳細は要項をご確認ください。</p>	<p>加古川市 社会福祉協議会 TEL：079-424-4318</p>
社協支部活動費助成	<p>住民間の交流事業や地域課題の解決を図る活動等、住民の孤立を防ぎ、連帯を深める取り組みに対し、地区連合会に支部活動費を助成します。</p>	
青少年健全育成費助成	<p>地域における安全な環境づくりを含めた子供たちの健全育成活動に対し、地区連合会にその費用の一部を助成します。</p>	

【(一財)自治総合センターが実施している助成事業 ※令和6年度実施分は募集終了】

名 称	内 容	担当課
コミュニティ助成事業	<p>(一財)自治総合センターが住民の行うコミュニティ活動を推進し、その健全な育成を図るために実施している事業で以下のような事業を行っています。</p> <p>※助成の申請は、市から兵庫県を經由して自治総合センターへ提出します。</p> <p>※採択は抽選により決定されます。</p> <p>※次年度実施事業について、前年度に申請募集があります。</p>	 加古川市ホームページ
一般コミュニティ助成事業	<p>コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業に対し助成されます。(建築物、消耗品は対象外)</p>	加古川市民センター TEL：079-423-4777
コミュニティセンター助成事業	<p>住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業に対し、助成されます。(土地取得、既存施設の購入、外構は対象外)</p>	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195
青少年健全育成助成事業	<p>青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業(スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業)に対し助成されます。</p>	社会教育課 家庭教育係 TEL：079-427-9704
環境保全促進助成事業	<p>(一財)自治総合センターがコミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るために実施しており、それらを目的とするソフト事業(各種イベント、交流会・発表会及び指導者育成研修会等)に対し助成されます。</p>	環境政策課 環境政策係 TEL：079-427-9769

※各事業については募集期間が短いためご注意ください。令和7年度の募集案内があり次第、市ホームページに掲載します。(募集時期：例年9月上旬頃。)

※市から申請した事業に対する助成の採否は(一財)自治総合センターが決定しますので、必ずしも採択されるわけではありません。

11 地域の課題調整について

身近な地域の要望や課題については、町内会が意見を調整して取りまとめ、行政と協議しています。その窓口として、各市民センターの地域担当職員が関係部署と調整を行っています。

名 称	内 容	担当課
地域課題調整事業	軽易な各種工事等(道路・水路・河川・圃場等の補修)、また、カーブミラー設置・補修、電柱幕取付・取替え、防犯灯設置・補修・管理、ごみ収集等の環境関係等々諸々の相談、要望受付、同意書の提出依頼・現場確認、現地立会等の依頼をしています。	各市民センター

【市民センター 一覧】 ※全施設とも年末年始(12月29日から1月3日)は休業

センター名	所在地	電話番号	業務時間	休業日
加古川	加古川町寺家町 173-1 (ニッケパークタウン 1階)	423-4777	午前9時 ～ 午後7時 ※地域課題調整 事業については、 平日午前9時～ 午後5時45分	毎月第2・第4日 曜日及び偶数月の 第2土曜日 機器整備による臨 時休業日 ニッケパークタウ ンの臨時休業日
加古川北	神野町西条 1519-2	438-8000	午前8時30分 ～ 午後5時15分	土曜、日曜、祝日
野口	野口町野口 107-2	422-3484		
平岡	平岡町西谷 124-1	424-3483		
尾上	尾上町長田 419-1	422-3485		
別府	別府町宮田町 3-3	435-1091		
両荘	平荘町山角 725-2	428-2888		
加古川西	米田町平津 384-2	431-8080		
志方	志方町志方町 1758-3	452-2000		

市内主要公共機関等一覧表(R6.4.1 現在)

機関	名 称	所 在 地	電話番号
市関係	加古川市役所	加古川町北在家2000	421-2000
	加古川市民センター	加古川町寺家町173-1 ニッケパークタウン1階	423-4777
	加古川北市民センター	神野町西条1519-2	438-8000
	野口市民センター	野口町野口107-2	422-3484
	平岡市民センター	平岡町西谷124-1	424-3483
	尾上市民センター	尾上町長田419-1	422-3485
	別府市民センター	別府町宮田町3-3	435-1091
	両荘市民センター	平荘町山角725-2	428-2888
	加古川西市民センター	米田町平津384-2	431-8080
	志方市民センター	志方町志方町1758-3	452-2000
	東加古川市民総合サービスプラザ	平岡町新在家615-1 イオン加古川店2階	422-1930
	寺家町ふれあい会館	加古川町木村5-11	425-7285
	神野くすのき会館	神野町神野691	438-2480
	新神野会館	新神野7丁目3-11	438-1443
	野口コミュニティ会館	野口町野口107-2	425-2244
	平岡会館	平岡町西谷139-1	421-5735
	尾上松風会館	尾上町長田419-1	420-0321
	別府町中島会館	別府町中島町17	437-0753
	平荘会館	平荘町山角83-1	428-0001
	上荘会館	上荘町見土呂287	428-2049
	東神吉会館	東神吉町神吉125	432-3481
	西神吉会館	西神吉町大国562-1	432-3487
	米田会館	米田町平津153-1	432-3488
	志方二ノ丸会館	志方町志方町1074-1	452-6566
	斎場	上荘町白沢259-27	428-1915
	加古川市民交流ひろば	加古川町篠原町21-8 カピル21ビル5階	451-8002
人権文化センター	加古川町備後332-1	451-5030	

機関	名 称	所 在 地	電話番号
市関係	加古川ウェルネスパーク	東神吉町天下原370	433-1100
	加古川海洋文化センター	別府町港町16	441-0050
	加古川スポーツ交流館	別府町東町157-2	436-7400
	SHOWAグループ市民会館 (加古川市民会館)	加古川町北在家2000	424-5381
	加古川総合文化センター	平岡町新在家1224-7	425-5300
	松風ギャラリー	野口町良野1736	420-2050
	加古川観光案内所	加古川町溝之口503-2 JR加古川駅構内	456-0222
	東はりま夜間休日応急診療センター	東神吉町西井ノ口379-1	431-8051
	加古川歯科保健センター	米田町船頭5-1	431-6060
	地域産業振興センター	志方町原685-1	452-0985
	しろやま農業研修センター	志方町東中200-5	452-3956
	農村環境改善センター	八幡町船町9-1	438-0041
	見土呂フルーツパーク	上荘町見土呂845-16	428-1113
	環境美化センター	野口町水足1452-1	426-1561
	尾上処理工場	尾上町養田1650	422-5560
	エコクリーンピアはりま	高砂市梅井6-1-1	448-5260
	資源化センター	平荘町上原210-1	428-3300
	リサイクルセンター	平荘町磐1146	428-2391
	いずみプラザ	平荘町上原230-1	428-3305
	総合福祉会館	加古川町寺家町177-12	424-4319
	知的障害者総合支援センター	山手1丁目11-10	438-8728
	つつじ園	東神吉町神吉1845-16	431-8021
	こども療育センター	志方町原604-1	452-2511
	加古川駅南子育てプラザ	加古川町篠原町21-8 ヤマトヤシキ加古川店7階	454-4189
東加古川子育てプラザ	平岡町一色797-295	441-0500	
志方児童館	志方町志方町1758-3	452-0505	
日光山墓園	上荘町井ノ口24-16	428-0778	
加古川中央市民病院	加古川町本町439	451-5500	

機関	名 称	所 在 地	電話番号
市関係	加古川市上下水道局	野口町良野398-1	421-2000
	中西条浄水場	八幡町中西条739	438-1324
	加古川市消防本部	加古川町北在家2000	424-0119
	防災センター	加古川町友沢137-1	423-0119
	加古川市中央消防署	加古川町本町194	427-0119
	中央消防署北分署	新神野7丁目4-7	438-0119
	中央消防署西分署	東神吉町神吉917-2	432-0119
	中央消防署志方分署	志方町東飯坂239-1	452-0119
	中央消防署両荘分署	上荘町薬栗100-2	428-0119
	加古川市東消防署	平岡町一色797-317	430-0119
	東消防署南分署	別府町新野辺574-177	435-0119
	東消防署野口分署	野口町水足2020-25	454-0119
	東消防署稲美分署	加古郡稲美町国安1294-5	492-0119
	東消防署播磨分署	加古郡播磨町東本庄2-16-5	436-0119
	志方学校給食センター	志方町永室365	452-3351
	日岡山学校給食センター	加古川町大野1530-15	490-8700
	神野台学校給食センター	神野町神野156-1	490-5566
	志方体育館	志方町志方町176	452-4478
	漕艇センター	上荘町井ノ口361-3	428-2277
	武道館	加古川町大野1651-1	425-7600
	浜の宮市民プール	尾上町口里817	424-6635
	加古川運動公園陸上競技場	西神吉町鼎1050	433-2662
	総合体育館	西神吉町鼎1010	432-3000
	117 いいな スポーツアリーナ (日岡山体育館)	神野町日岡苑25	426-8911
	文化財調査研究センター	平岡町新在家1224-7	423-4088
	少年自然の家	東神吉町天下原715-5	432-5177
中央図書館	平岡町新在家1224-7	425-5200	
加古川図書館	加古川町篠原町21-8 カピル21ビル6階	422-3471	
加古川公民館	加古川町寺家町12-4	423-3841	

機関	名 称	所 在 地	電話番号
市関係	加古川西公民館	米田町平津384-2	432-3467
	東加古川公民館	平岡町一色797-295	437-7777
	両荘公民館	平荘町山角725-2	428-3133
	志方公民館	志方町志方町1758-3	452-0700
	加古川北公民館	神野町西条1519-2	438-7409
	野口公民館	野口町長砂49-5	426-9020
	氷丘公民館	加古川町大野931	424-3741
	平岡公民館	平岡町土山699-2	(078) 949-5210
	陵南公民館	野口町水足333-333	456-7110
	別府公民館	別府町宮田町3-3	441-1117
	尾上公民館	尾上町池田1804-1	423-2900
	男女共同参画センター	加古川町篠原町21-8 カピル21ビル5階	424-7172
	少年愛護センター	野口町良野1748	423-3848
	教育相談センター	加古川町北在家2718	421-5484
県関係	兵庫県加古川総合庁舎	加古川町寺家町97-1	421-1101
	東播磨県民局 加古川県税事務所 加古川農林水産振興事務所 加古川健康福祉事務所(保健所)	加古川土木事務所 播磨東教育事務所 加古川農業改良普及センター 東播磨消費生活センター	
	兵庫県立加古川医療センター	神野町神野203	497-7000
	兵庫県加古川警察署	平岡町新在家1224-13	427-0110
	加古川地区防犯協会	平岡町新在家1224-13	424-2360
	いなみ野学園	平岡町新在家902-3	424-3342
	加古川東高等学校	加古川町粟津232-2	424-2726
	加古川西高等学校	加古川町本町118	424-2400
	加古川北高等学校	野口町水足867-1	426-6511
	加古川南高等学校	加古川町友沢65-1	421-2373
	東播工業高等学校	東神吉町神吉1748-1	432-6861
	農業高等学校	平岡町新在家902-4	424-3341

機関	名 称	所 在 地	電話番号
国関係	神戸地方法務局加古川支局	野口町良野1749	424-3555
	加古川簡易裁判所	加古川町粟津759	422-2650
	加古川刑務所	加古川町大野1530	424-3441
	加古川税務署	加古川町木村5-2	421-2951
	加古川労働基準監督署	野口町良野1737	422-5001
	加古川公共職業安定所(ハローワーク加古川)	野口町良野1742	421-8609
	加古川年金事務所	加古川町北在家2602	427-4743
その他	加古川市土地開発公社	加古川町北在家2000	427-9755
	加古川食肉公社	志方町志方町533	453-0990
	加古川市国際交流協会	加古川町篠原町21-8 カピル21ビル5階	425-1166
	加古川市ウェルネス協会	加古川町溝之口507 サンライズ加古川ビル5階	424-9395
	加古川観光協会	加古川町溝之口800 加古川プラザホテル1F	424-2170
	加古川総合保健センター	加古川町篠原町103-3	421-8181
	加古川市シルバー人材センター	加古川町河原453-15	421-1207
	兵庫県農業共済組合 東播磨事務所	加古川町北在家2000	424-1390
	加古川勤労者福祉サービスセンター	加古川町北在家2468 OAビル3F301	426-1431
	兵庫大学	平岡町新在家2301	427-5111
	加古川商工会議所	加古川町溝之口800	424-3355
	加古川商工会議所西支所	志方町志方町1758	452-4411
	BAN-BANネットワークス	加古川町粟津26-2	420-2527

この町内会長・自治会長の手引きは、市ホームページにも掲載しています。

(ホーム>くらし>町内会・自治会(地域コミュニティ)

>町内会長・自治会長の手引きについて)



加古川市まちの魅力発信キャラクター
かこのちゃん

令和6年5月発行

【発行】加古川市町内会連合会

加古川市市民活動推進課

電話 079-427-9195(直通)